

令和3年第8回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年2月25日
開会 午後1時42分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

3 出席委員（13名）

- | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 議長 | 千葉好弘君 | 1番 | 平野道教君 | |
| | 2番 | 那須信利君 | 3番 | 砂原一夫君 |
| | 4番 | 岩田博教君 | 5番 | 渡邊修君 |
| | 7番 | 植田市子君 | 9番 | 長谷川保君 |
| | 12番 | 木原閱治君 | 14番 | 柳澤路子君 |
| | 15番 | 平石栄司君 | 18番 | 田中賢治君 |
| | 19番 | 石田哲夫君 | | |

4 欠席委員（6名）

- | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 職務代理 | 富永克治君 | 6番 | 武田政一君 | |
| | 8番 | 壽見義忠君 | 13番 | 夏野善徳君 |
| | 16番 | 竹村勉君 | 17番 | 佐藤雅広君 |

5 事務局出席職員

- | | | | |
|------|-------|---------|-------|
| 事務局長 | 内田誠君 | 庶務係長 | 吉野久寿君 |
| 農地係長 | 安部勝喜君 | 庶務係兼農地係 | 渡邊崇雅君 |

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第8回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、13名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、15番平石委員、18番田中委員の両名を指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、富永代理、武田委員、壽見委員、夏野委員、竹村委員、佐藤委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出が2件ありましたので、報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番及び2番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が4件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番については、富永代理が欠席のため事務局より説明をお願いします。

○農地係長（安部勝喜君） 代理の方から前回使用者でありました●●●●さんに決まりましたとのことで報

告があります。

以上です。

○議長（千葉好弘君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）（岩田委員「挙手」）

岩田委員。

○4番（岩田博教君） ご意見ではないですけど、調整委員の平石さんがいるから、平石さんから説明すべきじゃないんですか。

○議長（千葉好弘君） そうですね。失礼しました。

平石さん、特に何かございますか。

○15番（平石栄司君） 別にありません。今まで使っていました●●●●さんに調整成立でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 1番についてですね、何かほかにご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について木原委員お願いいたします。

○12番（木原閔治君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 2番について説明がありましたけれども、質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番及び4番について平野委員お願いします。

○1番（平野道教君） はい、3番、4番の賃貸借になりますが、来月報告いたしますので、今回継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま平野委員より説明がございましたけれども、3番及び4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が1件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた1件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が4件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の1ページから20ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) それでは渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

総会資料の1ページからとなります。こちらは前回の総会時に借手が見つからなかったため利用調整で不成立となったところであります。2ページには対象地の地図、3～4ページには地番図を付けております。次に5ページの調査書に基づき、譲受人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査したところ、第2号の農地所有適格法人以外の法人に該当するため、不許可となっております。しかし、農地法第3条第3項において、次にあげる要件の全てを満たす時は解除条件付きではありますが第1項の許可をすることが出来るようになっており、下半分に書かれている漢数字の1～3の部分

となります。このことは資料の6～7ページに申請書の写しを付けておりますので、ご通覧願います。さらに農地法第3条第3項の規定により許可しようとする場合には、第4号の規定によりあらかじめ市町村へ通知しなければならないとなっておりますことから通知し、結果、市長部局から意見が無かったことを申し添えます。以上の事を踏まえまして事務的には問題無いものと判断いたしました。

続きまして、資料8ページからとなります。こちらは新規に賃借するものであります。9ページには対象地の地図、10ページには地番図を付けております。次に11ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料12ページからとなります。こちらは使用貸借しておりましたが期間満了につき再度、使用貸借で結ぶものです。13ページには対象地の地図、14～15ページに地番図を付けております。次に16ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料17ページからとなります。こちらと同じように使用貸借しておりましたが期間満了につき再度、使用貸借を結ぶものです。18ページには対象地の地図、19ページに地番図を付けております。次に20ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より説明をお願いいたします。

1番につきましては解除条件付き賃借権について、竹村委員が欠席のため事務局よりお願いいたします。

○農地係長（安部勝喜君） 事務局より説明いたします。竹村委員の方からは問題ありませんとのことですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（千葉好弘君） ただいま事務局より説明がございました。1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

質疑がないようですので、次に2番の賃借権について壽見委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

○農地係長（安部勝喜君） はい、こちらも壽見委員の方からご連絡がありまして、問題ありませんと伺っております。

以上です。

○議長（千葉好弘君） ただいま事務局より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番及び4番の使用貸借について那須委員をお願いいたします。

○2番（那須信利君） 問題ございません。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたけれども、3番及び4番について質疑を行

います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし4番の4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案の1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願いたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定による許可申請が2件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の21ページから46ページとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料の21ページからとなります。22ページには対象地の地図、23ページには求積図、24ページには配置図を付けております。25ページから30ページまで、建設する農業用施設の図面となっております。次に31ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところです。立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。次に32ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところです。資力及び信用があると認められるの可否についてですが、現時点では補助金の割当内示待ちとなっております。あわせて一番下の括弧4農振法の農業振興地域整備計画の変更については手続き中となっております。内容としては、現時点での用途が畑となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。次に33ページは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に34ページをご覧ください。4の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第4条第6項に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5の総合判断としては、許可相当であると判断されますが、先程説明した通り補助金の交付決定が下りていない為、その割当内示をもって転用許可書の交付といたします。

続きまして資料の35ページからとなります。次の36ページには対象地の地図、37ページには求積図、

38 ページには地籍図を付けております。39 ページから 42 ページまで、建設する農業用施設の図面となっております。次に 43 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところです。立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用区域内農地となっております。次に 44 ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところです。資力及び信用があると認められるの可否についてですが、現時点では補助金の割当内示待ちとなっております。あわせまして一番下の括弧 4 農振法の農業振興地域整備計画の変更については手続き中となっております。内容としては、現時点での用途が畑となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。次に 45 ページは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に 46 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第 4 条第 6 項に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5 の総合判断としては、許可相当であると判断されますが、先程説明した通り補助金の交付決定が下りていない為、その割当内示をもって転用許可書の交付といたします。

以上です。

○議長（千葉好弘君） 担当委員から発言を求めるところですが、今日は壽見委員、武田委員が欠席であるため、事務局から何かございますか。

○農地係長（安部勝喜君） はい、壽見委員、武田委員の両委員からお話を伺っております。両名の委員さんとも農業用施設用地への転用であるため、妥当だと思われるとの見解をお聞きしております。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1 番及び 2 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番及び 2 番の 2 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番及び 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 8、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が 2 件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の 47 ページから 64 ページとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料の 47 ページからとなります。次の 48 ページには対象地の地図、49 ページには求積図、50 ページには利用計画図を付けております。51 ページから 53 ページまで、建設する農業用施設の図面となっております。次に 54 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところです。立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。次に 55 ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところです。資力及び信用があると認められるの可否についてですが、現時点では補助金の割当内示待ちとなっております。あわせて一番下の括弧 4 農振法の農業振興地域整備計画の変更については手続き中となっております。内容としては、現時点での用途が畑となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。次に 56 ページは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に 57 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第 5 条第 2 項に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5 の総合判断としては、許可相当であると判断されますが、先程説明した通り補助金の交付決定が下りていない為、その割当内示をもって転用許可書の交付といたします。

続きまして資料の 58 ページからとなります。59 ページに位置図を添付しております。次の 60 ページの見取り図ですが、点線四角で囲っている場所は、昨年砂利採取を行い、今回の申請では右上にずれた国道側が令和 3 年の箇所となっております。所要面積は約 1 町で、その内の約 4 反より採取予定となっております。次の 61 ページから 64 ページが審査表となっており、この審査表に基づき審査したところです。

まず 61 ページの立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。次に 62 ページですが一般基準となっており、事業実施の確実性などについて各項目ごとに審査したところであります。さらに 63 ページですが、こちらは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。最後に 64 ページをご覧ください。4 の例外許可事由の該当状況ですが、農地を一時的な利用に供するものであり利用目的を達成するうえで必要とし、農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼすおそれがないと認められるため、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する例外許可事由に該当すると判断しました。

5 の総合判断としては、許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは担当されました委員から、何か発言はございませんか。

1 番及び 2 番について岩田委員、何かご意見ありますか。

○4 番(岩田博教君) はい、1 番に関してはこれも事業が決まれば牛舎やるみたいで、事業じゃなくてもやるって話をしたんで、転用すると言ってました。2 番ですけど、昨年の 12 月の雪降る前に令和 2 年度の完了検査に行ったときに、来年はここ掘りますという説明受けまして現地は確認しております。

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1 番及び 2 番について何かご意見、ご質問はご

ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより1番及び2番の2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番及び2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第8回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時14分 閉会